

# 三菱HCキャピタルカード (NEXT)

## 保険サービスのご案内

海外・国内旅行傷害保険  
ショッピングガード保険

会員資格期間中に海外・国内旅行におでかけのとき、

特にお手続きいただくことなく、

海外・国内旅行傷害保険、ショッピングガード保険(海外)が

自動的に付帯されます。

海外旅行にお出かけの時は、のご案内をお持ちください。

### 1 海外旅行傷害保険サービス

補償の内容	最高補償金額
傷害死亡・後遺障害	2,000万円
傷害治療費用	150万円
疾病治療費用	150万円
賠償責任(免責なし)	2,000万円
携行品損害(免責3千円)	20万円
救援者費用	150万円

### 2 国内旅行傷害保険サービス

補償の内容	最高補償金額
傷害死亡・後遺障害	2,000万円
入院保険金 (7日以上入院時に適用)	日額 5,000円
通院保険金 (7日以上通院時に適用)	日額 3,000円

### 3 ショッピングガード保険(海外)サービス

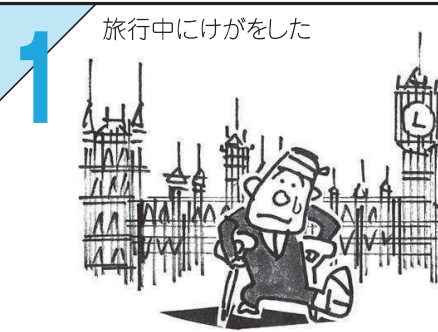
補償の内容	最高補償金額
『三菱HCキャピタルカード(NEXT)』を海外で利用して購入した物品が購入日(配送等による場合は物品の到着日)から90日以内に盗難・破損・火災などの偶然な事故(国内海外を問わず)によって損害を受けたとき(免責1万円)	100万円 (年間)

#### 保険適用上のご注意

- ① 所定の年会費を納めていただいている場合のみ適用されます。
  - ② 海外旅行傷害保険は、『三菱HCキャピタルカード(NEXT)』の使用者としてカード会社に登録され会員資格を有した後に開始した旅行から対象となります。
  - ③ 海外旅行の責任期間(補償期間)は、最長1ヵ月間で旅行の都度適用されます。保険期間は1年間で自動更新されます。
  - ④ 国内旅行傷害保険は、ご入会と同時に付帯されますが、事前に旅費等を『三菱HCキャピタルカード(NEXT)』でお支払いいただいた場合に適用されます。
  - ⑤ 危険なスポーツ中の事故は保険適用の対象外となります。
  - ⑥ クレジットカード(法人カードを除きます)を2枚以上保有し、同様の保険が適用される場合でも、傷害死亡・後遺障害、入院および通院(国内旅行)の補償金額はこれらのクレジットカードのうち最も高額の補償金額が限度となり、重ねてはお支払いいたしません。
- 以上に説明しました内容はあらずであり、詳細は保険約款によります。

ケガをしたら、病気になったら、  
盗難にあったら、賠償事故を起こしたら

日本語でご相談ください。



死亡・後遺障害、傷害治療費用



携行品損害



疾病治療費用



救援者費用



賠償責任



ショッピングガード

※保険金のご請求につきましては日本国内で承ります。



## 4 海外旅行傷害保険の概要

万一事故にあわれた場合は、海外旅行アシスタンスダイヤルへご相談ください。

### (1) 傷害、疾病、賠償責任の場合

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金額
傷害	責任期間中の事故によるケガが原因で 事故発生日からその日を含めて180日以内に ★死亡されたとき。……………死亡・後遺障害保険金額の全額。 ★後遺障害が生じたとき。……………死亡・後遺障害保険金額の3%～100% <例>両眼失明……………100% 片腕又は片脚切断……………60% 手の親指切断……………20%		2,000万円
	責任期間中の事故によるケガが原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けたとき。	1回のケガ・病気につき現実に支出した次の費用 (傷害は事故発生日からその日を含めて180日以内、 疾病は治療開始日から180日以内に要した費用)。 ①診療・入院関係費用。入院・通院のための交通費、治療に必要な通訳雇入費。医師の指示によりホテルで静養するときの客室料。 ②入院の為に必要な通信費、身の回り品購入費(5万円限度)。ただし合計20万円が限度。 ③旅行行程復帰または直接帰国のための交通費および宿泊費。	150万円限度
疾病	責任期間中又は責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その原因が責任期間開始前又は終了後に発生したものを除きます)により、責任期間終了後72時間以内に医師の治療を開始したとき。 特定伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱他)の場合は、責任期間終了後30日以内に医師の治療を受けたとき。		150万円限度
賠償責任	責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のもの(レンタル用品、ホテルのルームキーなどを含みます)をこわしたりして法律上の賠償責任を負ったとき。	●法律上支払わなければならない損害賠償金。 ●損害防止軽減に要した費用。●緊急費用。 ●訴訟費用。 賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認を必要とします。	2,000万円限度

### (2) 携行品損害、救援者費用

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金額
携行品損害	責任期間中に被保険者所有の携行品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難・破損・火災など偶発の事故にあって損害を受けたとき。 ●携行品には現金、小切手、クレジットカードおよび登山、ハンググライダー等危険なスポーツの用具は含みません。	●1回の事故につき損害額から3,000円を引いた額。 ●1個または1対につき10万円(乗車船券、航空券等の場合は合計5万円)を限度として時価または修繕費をお支払いします。 ●パスポートの盗難等による損害について交通費、宿泊費を含む再取得費用を5万円を限度としてお支払いします。	20万円限度
救援者費用	責任期間中に ①ケガが原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して7日以上入院されたとき。 ②病気にかかり死亡された場合または医師の治療を受け継続して7日以上入院されたとき。 ③事故により遭難されたとき。 (行方不明を含みます)。	●捜索救助費用 ●現地との航空運賃等交通費(救援者3名分限度)。 ●現地でのホテル客室料(救援者3名かつ1名につき14日分限度)。 ●現地からの移送費用。 ●渡航手続費および現地での交通通信費用等。 合計で20万円が限度。	150万円

#### <保険金をお支払いできない主な場合>

●戦争その他の変乱 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●歯科疾病 ●無資格運転、酒酔運転 ●放射能汚染 ●登山、ハンググライダー等の危険なスポーツ中の事故 ●妊娠、出産、流産、早産 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。

治療費用保険金は、社会保険等公的制度により会員が診療期間に直接支払うことが必要とされない部分はお支払い対象となりません。

#### <責任期間とは>

会員資格期間内に開始された旅行期間中をいいます。ただし、会員の旅行期間が日本を出国してから1ヵ月目の午後12時を経過したときにおいても終了しない場合には、責任期間はその時点で終了します。

## 5 国内旅行傷害保険の概要

●国内旅行にかかわる右記①～④の費用を、事前に『三菱H C キャピタルカード(NEXT)』でお支払いいただきますと、傷害保険が自動的に付帯されます。

カードでお支払いいただく費用	適用される保険
①国内航空券費用	航空機搭乗中の傷害保険
②宿泊施設宿泊費用	宿泊施設宿泊中の火災による傷害保険
③主催旅行費用	主催旅行中の傷害保険
④上記①以外の公共交通乗用具搭乗券費用	公共交通乗用具搭乗中の傷害保険

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金額	
傷	死亡 後遺障害	国内旅行中の事故によるケガが原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に ★死亡されたとき……………死亡・後遺障害保険金額の全額。 ★後遺障害が生じたとき……………死亡・後遺障害保険金額の3%～100%	2,000万円	
	入院	国内旅行中の事故によるケガが原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に平常の生活や業務ができなくなり、7日以上入院を要するとき。	1日につき、入院保険金日額を事故の日から180日を限度としてお支払いします。	5,000円 (日額)
害	通院	国内旅行中の事故によるケガが原因で入院によらないで7日以上医師の治療を受けたとき。	通院日数1日につき通院保険金日額を90日間を限度とし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に限ってお支払いします。平常の生活または業務に従事することが可能な程度に治ったときはお支払いしません。	3,000円 (日額)

＜保険金をお支払いできない主な場合＞

- 戦争その他の変乱・けんか、自殺、犯罪行為・無資格運転、酒酔運転・脳疾患、心神喪失
- 登山、ハングライダー等の危険なスポーツ中の事故・妊娠、出産、流産、早産・むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
- 地震、噴火、津波などの天災・放射能汚染

## 6 ショッピングガード保険(海外)の概要

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金額
海外で購入した物品損害	『三菱H C キャピタルカード(NEXT)』を海外で利用して購入した物品が、購入日(配達等による場合は物品の到着日)から90日以内に盗難、破損、火災などの偶然な事故(国内、海外を問わず)にあつて損害を受けたとき。  補償の対象となる物品 会員が購入したすべての物品で次に掲げるものを除きます。 (1)船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品。 (2)義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。 (3)動物および植物。 (4)現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切	●1回の事故につき損害額から1万円を引いた額100万円限度。  手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット。 (5)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの。 (6)自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品。 (7)食料品。 (8)会員が従事する職業上の商品になるもの。 ※ギフトカードにて購入した物品は対象となりません。	100万円限度 (年間)

＜保険金をお支払いできない主な場合＞

- ①会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害。
- ②補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害。
- ③補償の対象となる物品の“かし”に起因する損害。
- ④戦争、暴動その他の事変に起因する損害。
- ⑤国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。
- ⑥核燃料物質の有害な性質に起因する損害。
- ⑦置き忘れまたは紛失に起因する損害。
- ⑧水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。
- ⑨詐欺または横領に起因する損害。
- ⑩物品の誤った使用に起因する損害。  
※物品の配送中に生じた損害は対象となりません。

## 7 保険金請求について

事故の日から30日以内に事故発生状況および事故の程度をご連絡いただかないと、保険金のお支払いができない場合があります。

保険金種類	海外旅行					国内旅行				ショッピング ガード	
	治療費用 保険金	携行品損害 保険金	死亡 保険金	後遺障害 保険金	救済者費用 保険金	賠償責任 対人 対物 保険金	死亡 保険金	後遺障害 保険金	入院 保険金	通院 保険金	全破 損損
保険金請求書類											
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○					○
*保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
*医師の診断書	○					○			○	○	
治療費の明細書及び領収書	○										
死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)			○				○				
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注4
支出を証明する書類					○						○
示談書示談金領収書						○					
損害額(修理費等)を証明する書類							○				注5
損害額を証明する書類		○									
除籍謄本			○					○			
委任状、戸籍謄本			○					○			
*後遺障害診断書				○				○			
その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ★帰国後ご請求する場合には左表「現地地しか手配できない書類」をお忘れのないようご注意ください。
- (注)1. ○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類。
2. \*印は保険会社所定用紙があるものです。
  3. 左記各書類はコピーしたものではありません。
  4. 火災、盗難の場合、警察届出済証明書。
  5. 破損品、全損のとき現物。

## 三菱HCキャピタルカード(NEXT)の海外旅行アシスタンスダイヤル

### <損保ジャパン・海外メディカルヘルプラインの連絡先>

日本語対応・24時間

お客様の滞在地	電話番号	センター	
北米 中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203 (無料電話)	アメリカ センター
	メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)	
	ブラジル	0800-822-1256 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれない場合	(1)804-673-1144 (1)804-822-3747	
中国	中国(香港・マカオを除く)	800-810-9784 (無料電話)	中国 センター
	香港	800-968-845 (無料電話)	
	マカオ	080-0382 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれない場合	中国大陸から 010-8592-7117 香港・マカオから (86)-10-8592-7100	
グアム サイパン オセアニア アジア	台湾	00801-65-1166 (無料電話)	シンガポール センター
	シンガポール	1800-3041756 (無料電話)	
	マレーシア	1800-80-1013 (無料電話)	
	無料電話がご利用になれない場合	シンガポール国内から 6535-5554 シンガポール国外から (65)6535-5554	タイ センター
	韓国	00798-651-7029 (無料電話)	
	インドネシア	001-803-635-7187 (無料電話)	
	フィリピン	1800-1-651-0065 (無料電話)	
	タイ	1800-600-234 (無料電話)	
	ベトナム	12065143 (無料電話)	
	グアム・サイパン	1877-232-0747 (無料電話)	
オーストラリア	1800-553-152 (無料電話)		
ニュージーランド	0800-44-9345 (無料電話)		
無料電話がご利用になれない場合	タイ国内から 02-204-4510 タイ国外から (66)2-204-4510	イギリス センター	
アイスランド	800-9431 (無料電話)		
アイルランド	1800-992-552 (無料電話)		
アラブ首長国連邦	8000-914-0022 (無料電話)		
イギリス	0800-068-3724 (無料電話)		
イスラエル	1-80-92-13822 (無料電話)		
イタリア	800-986-331 (無料電話)		
オーストリア	0800-006-644 (無料電話)		
オランダ	0800-020-1307 (無料電話)		
スイス	0800-775-008 (無料電話)		
スウェーデン	020-088-3901 (無料電話)		
スペイン	800-8-100-88 (無料電話)		
デンマーク	8070-5437 (無料電話)		
ドイツ	0800-589-3737 (無料電話)		
トルコ(固定電話専用)	0811-213-0136 (無料電話)		
トルコ(携帯電話専用)	0812-213-0035 (無料電話)		
ノルウェー	8005-6268 (無料電話)		
ハンガリー	06-800-188-92 (無料電話)		
フランス	0805-119-520 (無料電話)		
ベルギー	0800-77630 (無料電話)		
ポルトガル	800-855-769 (無料電話)		
南アフリカ	0800-014-960 (無料電話)		
ロシア	810-800-2608-2044 (無料電話)		
無料電話がご利用になれない場合	イギリス国内から 020-7282-4348 イギリス国外から (44)20-7282-4348		
各センターに連絡が取れない場合	海外から (81)3-3811-8127 (無料電話) 日本国内から 03-3811-8127 (無料電話)	東京 センター	

※無料電話：公衆電話・携帯電話からは利用できない国・地域があります。ご利用の際に一部お客様負担が発生する電話があります。ホテル客室内電話の利用料はお客様負担となります。無料電話は該当する国・地域でのみご利用になります。

①ケガや病気などの事故発生⇒日本語でご相談をお受けします。

- 事故の詳細をすぐにご連絡ください。
- 当カードの会員であることをお話しください。(カード会員の氏名、会員番号、有効期限)。

事故についてのご相談および保険金の請求の受付等、具体的には次のようなサービスを行います。

- 医師・病院のご紹介。
- キャッシュレス医療サービスのご案内。
- 入院時サポートサービス。
- パスポート・その他携行品の盗難・紛失等に関するご相談。
- 保険金の請求方法のお問合せ。
- 他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合のご相談。
- その他保険金支払いに関する事項のご照会。

②ショッピングガードにつきましては、警察への届出等のアシスタンスサービスを行います。保険金請求は帰国後下記にて取り扱います。

お問い合わせ・照会先  
損害保険ジャパン株式会社  
フリーダイヤル 0120-08-1572  
三菱HCキャピタル株式会社  
フリーダイヤル 0120-880-977 9:00AM~5:00PM 日・祝・年末年始休

③カードを紛失した、盗難にあわれたとき。

専用ダイヤルへ至急ご連絡ください。なお、お近くの警察署にもお届けください。

紛失・盗難  
専用ダイヤル

24時間受付

03-3503-3415

海外から

24時間受付

+ 81-3-3503-3415